

新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市中央卸売市場入場許可証（以下「入場許可証」という。）の交付の手続き及び交付した者の管理方法、その他入場許可証の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入場許可証の種類等)

第2条 入場許可証の種類は次のとおりとする。

(1) 継続入場許可証 新潟市中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売場に、せり時間帯に継続して入場することを希望する者に対し交付するもの。

(2) 臨時入場許可証 市場の卸売場に、せり時間帯に1日に限り入場することを希望する者に対し交付するもの。

2 前項第1号に規定する入場許可証の様式は別記様式第1号のとおりとし、前項第2号に規定する入場許可証は別記様式第2号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 交付の対象者は、次に該当する者とする。

(1) 市場の卸売業者及び仲卸業者と取引を行っている者

(2) 新潟市中央卸売市場業務条例に規定される市場の取扱品目を販売している者

(3) その他市長が認める者

2 卸売業者、取引後の荷の運送に従事する仲卸業者または売買参加者、その他荷の運送を依頼されている運送業者については、入場許可証の着用は不要とする。ただし、せり売場に入場する際は、第10条第1項第2号から第4号について遵守するとともに、所属が確認できる社名の印字された帽子、作業服等を着用すること。

(卸売業者及び仲卸業者の組合から開設者に対する入場許可証の貸与の手続き)

第4条 卸売業者及び仲卸業者の組合（以下「卸売業者等」という。）は、第2条第1項の規定に基づく入場許可証の貸与を受けたいときは、市長に対し申請しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請書の様式は、継続入場許可証については、別記様式第3号とし、臨時入場許可証については、別記様式第4号のとおりとする。

3 前項の別記様式第3号による申請書には、別記様式第5号による継続入場許可証交付対象者名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

4 仲卸業者が、自ら管理する臨時入場許可証の交付を希望する場合、第2項の別記様式第4号による申請書にその旨を記載し、市長に申請しなければならない。

5 市長は、第3条に該当する者と認める場合は、継続入場許可証については継続入場許可証交付対象者名簿に登録番号を記載し、その写しを添えて、入場許可証を貸与する。

(卸売業者等による入場許可証の交付の手続き)

第5条 卸売業者等は、継続入場許可証の交付を希望する者（以下、「入場許可証交付希望者」という。）から必要事項を聞き取り、別記様式第5号による継続入場許可証交付対象者名簿を作成し、前条第3項により申請書に添付しなければならない。なお、仲卸業者を経由して聞き取りを行った場合は、継続入場許可証交付対象者名簿にその旨記載しなければならない。

2 卸売業者等は、市長より貸与された入場許可証について、入場許可証交付希望者に第10条第1項及び第2項の内容について説明の上、交付しなければならない。

3 卸売業者等は、継続入場許可証については、第4条第4項により交付された継続入場許可証交付対象者名簿により、臨時入場許可証については、別記様式第6号による臨時入場許可証貸出簿により、管理しなければならない。

4 臨時入場許可証については、仲卸業者が管理するものについては、貸出簿にその旨を記載の上、入場許可証登録番号、仲卸業者名を市長に報告しなければならない。

(入場許可証の有効期間)

第6条 入場許可証の有効期間は、貸与した日から最初に到来する3月31日までとする。

(入場許可証交付対象者から入場許可証の返還)

第7条 入場許可証の交付を受けた者（以下、「交付対象者」という。）は、有効期間が満了したとき、または入場許可証が不要となったときは、直ちに卸売業者等に返還しなければならない。

2 卸売業者等は、前項の規定に基づく返還を受けたときは、その旨継続入場許可証交付対象者名簿または臨時入場許可証貸出簿（以下、「継続入場許可証交付対象者名簿等」という。）に記載しなければならない。

(卸売業者等の入場許可証の返還)

第8条 卸売業者等は、有効期間が満了したとき、または入場許可証が不要となったときは、直ちに別記様式第7号による返還届により市長に返還しなければならない。

2 卸売業者等は、前項の規定に基づき、入場許可証を返還したときは、継続入場許可証交付対象者名簿等にその旨記載しなければならない。

(入場許可証の紛失)

第9条 交付対象者が入場許可証を紛失したときは、別記様式第8号により卸売業者等に紛失届を提出しなければならない。

2 卸売業者等が前項の規定に基づく紛失届を受理したときは、その旨継続入場許可証交付対象者名簿等に記載するとともに、別記様式第9号により直ちに市長に紛失届を提出しなければならない。

3 卸売業者等が入場許可証を紛失したときは、その旨継続入場許可証交付対象者

名簿等に記載するとともに、別記様式第10号により直ちに市長に紛失届を提出しなければならない。

(注意事項等)

第10条 交付対象者は、次に掲げる注意事項を遵守しなければならない。

(1) 卸売場に入場するときは、入場許可証を見やすい場所に着用しなければならない。

(2) 入場後は、監視員その他新潟市職員の指示に従わなければならない。

(3) 市場のせり取引に参加できない。

(4) 市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 前各号を遵守しない場合は、市長は入場許可証の返還、または入場制限等必要な措置を講ずることができる。

3 卸売業者等は、入場許可証を希望した者に交付する際、第1項各号に規定する注意事項の遵守を十分に説明するとともに、第1項各号に違反する者を発見した場合は、直ちに注意しなければならない。

4 卸売業者等は、前項の規定に基づく注意を行った場合は、継続入場許可証交付対象者名簿等にその旨記載するとともに、重大な違反と認められるときは、直ちに市長に報告しなければならない。

5 市長は、第1項各号を違反する者を発見したときは、直ちに卸売業者等に報告するとともに、遵守させるよう注意することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

新潟市中央卸売市場 入場許可証 有効期間 ~ No. せり取引に参加できません。 開設者 新潟市長	入場許可証利用の注意事項 ・卸売場に入場するときは、許可証を見やすい場所に着用すること。 ・入場後は監視員その他新潟市職員の指示に従うこと。 ・せり取引に参加しないこと。 ・市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行わないこと。 <u>上記事項を遵守できない場合は、許可証を返還していただきます。</u>
---	--

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

新潟市中央卸売市場 入場許可証 1日限り有効 No. せり取引に参加できません。 開設者 新潟市長	入場許可証利用の注意事項 ・卸売場に入場するときは、許可証を見やすい場所に着用すること。 ・入場後は監視員その他新潟市職員の指示に従うこと。 ・せり取引に参加しないこと。 ・市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行わないこと。 <u>上記事項を遵守できない場合は、許可証を返還していただきます。</u>
---	--

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

		年	月	日
（あて先）新潟市長				
		新潟市中央卸売市場		
		部		
		名称及び代表者氏名		
継続入場許可証貸与申請書				
継続入場許可証の貸与を受けたいので、新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。 なお、使用者には同要綱第 1 0 条の注意事項を遵守するよう徹底させます。				
記				
1	許可証交付対象者（※別記様式第 5 号による）			
2	使用目的			
3	入場許可証管理担当者名及び電話番号または内線番号			

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

		年	月	日
（あて先）新潟市長				
		新潟市中央卸売市場		
		部		
		名称及び代表者氏名		
臨時入場許可証貸与申請書				
臨時入場許可証の貸与を受けたいので、新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。 なお、使用者には同要綱第 1 0 条の注意事項を遵守するよう徹底させます。				
記				
1	必要枚数	枚		
2	使用目的（※）			
3	入場許可証管理担当者名及び電話番号または内線番号			
※仲卸業者が管理する許可証を申請する場合は、その旨を記載すること。				

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

継続入場許可証交付対象者名簿

新潟市中央卸売市場

部 名称及び代表者名

有効期限

年 3 月 3 1 日

登録 番号 (※ 1)	交付対象者 名	交付対象者 所属業者名	取引関 係	対象者と 取引のあ る 仲卸業者 名 (※ 2)	交付日	備 考 (※ 3)

※ 1 登録番号は，入場許可証貸与の際開設者が記載し，お渡しします。

登録番号は入場許可証の番号と一致することになるので，必ず番号を確認して交付対象者に交付してください。

※ 2 仲卸業者経由で聞き取り，交付をする場合は，仲卸業者名を記載してください。

※ 3 備考欄には，返還，紛失または重要な違反等を記載すること。

別記様式第 6 号（第 5 条関係）

臨時入場許可証貸出簿

新潟市中央卸売市場

部 名称及び代表者名

有効期限

年 3 月 3 1 日

貸出日	貸出者名 および 所属業者名 (※ 1)	貸出 枚数	登録 番号	取引関係	目的	返却日 (※ 2)	備 考 (※ 3)

※ 1 仲卸業者が保管し管理する場合は、その業者名を記載すること。

※ 2 当該許可証は、当日限りとし、必ず当日に返却してもらうよう管理してください。

※ 3 備考欄には、返還、紛失、重要な違反等を記載すること。

別記様式第 7 号（第 8 条関係）

		年	月	日
(あて先) 新潟市長				
新潟市中央卸売市場		部		
名称及び代表者氏名				
入場許可証返還届				
入場許可証について、下記の理由により返還します。				
記				
1	返還枚数	枚 (内訳	継続分	枚 臨時分 枚)
2	許可証登録番号	継続分	臨時分	
3	返還理由			

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

		年	月	日
新潟市中央卸売市場		部		
様				
名称及び代表者氏名				
入場許可証紛失届				
入場許可証（継続・臨時）を下記の理由で紛失しましたので、新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。				
なお、今後紛失することのないよう厳重に保管します。誠に申し訳ありませんでした。				
記				
1	入場許可証紛失者名			
2	入場許可証登録番号	継続分	臨時分	
3	紛失理由			

別記様式第9号（第9条関係）

		年	月	日
(あて先) 新潟市長				
新潟市中央卸売市場		部		
名称及び代表者氏名				
入場許可証紛失届				
入場許可証（継続・臨時）の交付を受けた者が下記の理由で入場許可証を紛失しましたので、新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。 なお、今後紛失することのないよう紛失者に対し、厳重に注意します。誠に申し訳ありませんでした。				
記				
1	入場許可証紛失者名			
2	入場許可証登録番号	継続分	臨時分	
3	紛失理由			

別記様式第10号（第9条関係）

		年		月		日	
(あて先) 新潟市長							
新潟市中央卸売市場				部			
名称及び代表者氏名							
入場許可証紛失届							
入場許可証を下記の理由で紛失しましたので、新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。 なお、今後紛失することのないよう厳重に保管します。誠に申し訳ありませんでした。							
記							
1	紛失枚数	枚	(内訳	継続分	枚	臨時分	枚)
2	入場許可証登録番号	継続分				臨時分	
3	紛失理由						